

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策指針の目的

藍住たまき青空クリニック院内感染状況の把握と感染予防対策の計画、実施、教育を行い、院内感染が発生した場合、被害を最小限に止めるための対策を協議し、適切でかつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院における院内感染の防止に留意し、感染発生時にはその原因を速やかに特定し制圧、終息を図ることは、感染拡大を防止し、患者および職員の安全を守る上で重要である。このため、院内感染防止対策を全職員が把握し、この指針に則した医療を患者に提供出来るように取り組む。

3 組織および体制

本院における院内感染防止対策を推進するために、以下の組織を設置する。

1) 院内感染防止対策部門

4 医療従事者に対する研修

- 1) 院内感染の基本について就職時研修を実施する。
- 2) 院内感染に対する意識を高め、業務を遂行するうえでの技能や意識向上のために、年2回以上開催する。

5 感染症の発生状況の報告

- 1) 院内感染発生時の報告手順にそって報告する。
- 2) 院内で問題となる感染・感染症の発生があった場合、感染防止対策部門を中心に迅速に対応する。
- 3) 状況に応じて、管理者は各部署長を招集し、対策を講じる。

6 患者等に対する当該指針の閲覧

患者およびその家族等からの閲覧の求めがあった場合には、これに応じる。

7 その他

院内感染防止対策の推進のため「感染防止対策マニュアル」を作成し、クリニック職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行う。